

平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、平塚市附属機関設置条例（平成25年条例第2号）第3条の規定に基づき、平塚市立小学校及び中学校適正規模等基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 優れた識見を有する者
 - (2) 地域団体の代表者
 - (3) 平塚市立小学校又は中学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (4) 平塚市立小学校及び中学校の校長
 - (5) 公募に応じた市民
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から諮問に係る調査審議の終了の日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、その調査審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育総務部教育総務課で処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。